

## 手続終了申出書

平成 30 年 10 月 1 日

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  
Consumer ADR 特別委員会 御中

[事業者]

住所 大阪府

名又は名称 A 派遣センター ㊤

平成 30 年 9 月 5 日電話にて、貴委員会に実施を了承した「家庭教師と補習用教材に関する紛争」の裁定手続について、下記理由により終了を申し出ます。

### 記

#### 1. 紛争の内容

家庭教師と教材の契約をした申立人から、「家庭教師の指導方法に不満があるので解約したい。」と言われ家庭教師の解約に応じたが、同時に購入した教材についても未使用分を解約したいとの申出があった。教材については、別契約と考えていたため断ったところ、トラブルとなった。

#### 2. 裁定手続の終了を申出る理由

申立人との間で和解が成立したため。

以上